第7節 首都圏整備の推進

1．首都圏整備計画

首都圏整備計画は、首都圏整備法に基づいて策定される計画であり、我が国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県）の建設とその秩序ある発展を図ることを目的としたものである（図表 2-7-1）。

平成17年７月の首都圏整備法の一部改正により、首都圏整備計画を構成していた基本計画、整備計画、事業計画のうち、事業計画は廃止され、基本計画と整備計画は首都圏整備計画として一本化された。

平成18年度においては、旧整備計画の計画期間終了に伴い、新たな首都圏整備計画を策定し、公表した。

この計画は、計画体系の変更を受けて旧基本計画と旧整備計画を一本化し、「基本編」及び「整備編」より構成しており、計画期間は、基本編が平成27年度まで、整備編が平成18年度から概ね５年間としている（図表 2-7-2）。

また、平成11年に策定した首都圏基本計画及び平成13年に策定した首都圏整備計画の計画内容を基本的に踏襲し、事業等に関する状況の修正を加えたものである。よって、新たに策定される国土形成計画、大都市圏制度の在り方の検討等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとしている。

図表 2-7-1　首都圏整備法の仕組み

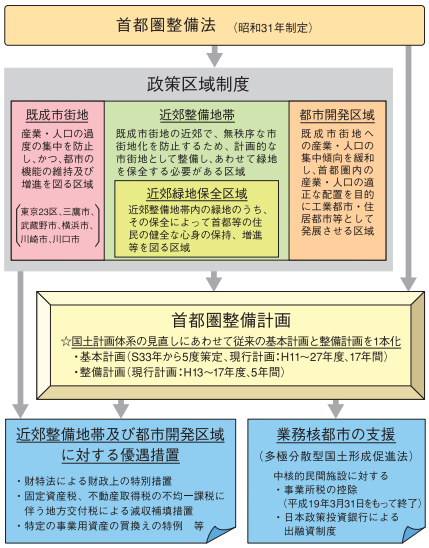

資料：国土交通省

図表 2-7-2　首都圏整備計画の構成

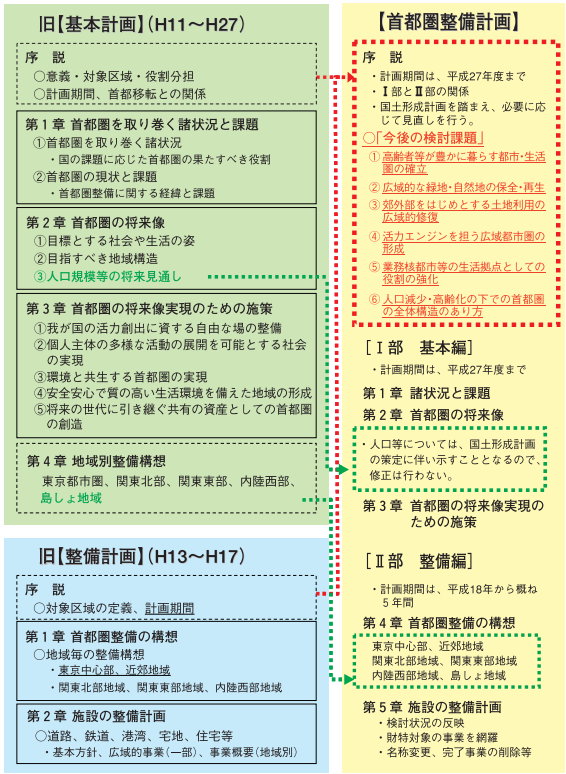

資料：国土交通省

2．政策区域等に基づく諸施策の推進

（政策区域）

首都圏においては、その秩序ある整備を図るため、圏域内に国土政策上の位置付けを与えた「政策区域」を設定し（図表 2-7-3）、この区域に応じ、土地利用規制、事業制度、税財政上の特別措置等の各種施策が講じられている。

図表 2-7-3　首都圏における政策区域

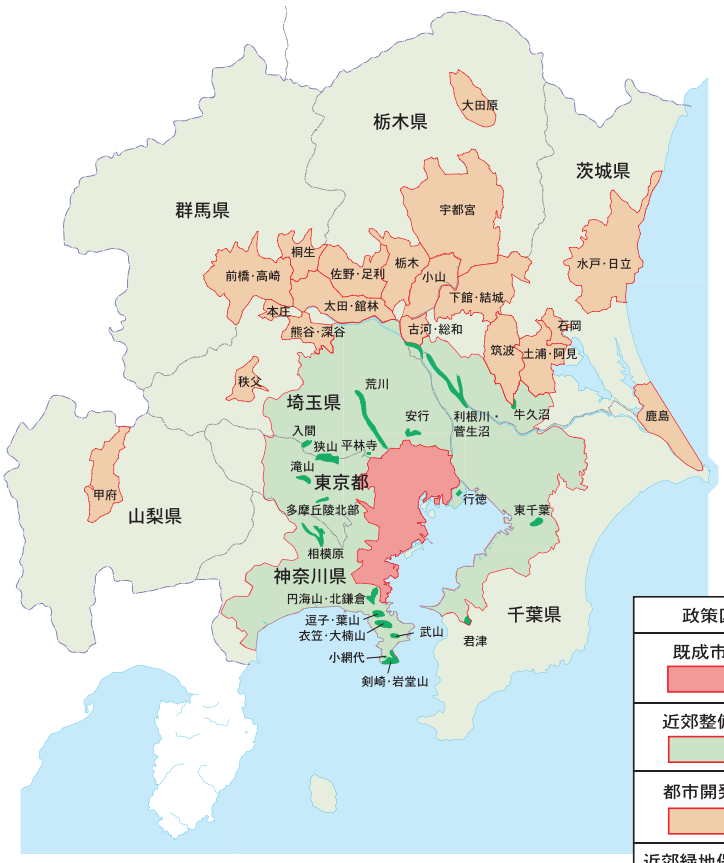

政策区域	区域の性格
既成市街地	産業及び人口の過度の集中を防止しながら、都市機能の維持・増進を図るべき区域
近郊整備地帯	既成市街地の近郊で、無秩序な市街化を防止するため、計画的に市街地を整備すべき区域
都市開発区域	首都圏内の産業及び人口の適正な配置を図るため、工業都市、住居都市等として発展させるべき区域
近郊緑地保全区域	次頁参照

資料：国土交通省国土計画局作成

（近郊整備地帯・都市開発区域における工業団地造成事業の実施）

近郊整備地帯及び都市開発区域においては、「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」（昭和33年法律第98号）に基づき、地方公共団体等により、都市計画事業として、これまでに42の工業団地造成事業が実施されている（図表2-7-4）。

工業団地造成事業により造成された敷地については、工業団地造成事業の支援のため、各種の税制上の特別措置が講じられている。

図表2-7-4　工業団地造成事業の状況（平成18年10月）

県　名	地区数	面積（ha）
埼玉県	3	255
千葉県	2	139
神奈川県	3	138
茨城県	14	3,864
栃木県	9	1,479
群馬県	9	593
山梨県	2	141
首都圏計	42	6,609

注　：施行完了・施行中の双方の事業を含む。
資料：国土交通省都市・地域整備局調べ

（近郊緑地保全区域における緑地保全の推進）

「首都圏近郊緑地保全法」（昭和41年法律第101号）に基づき、近郊整備地帯の区域のうち特に緑地保全の効果の高い区域が近郊緑地保全区域として指定され（平成18年度末現在で、19地区、15,861ha）、この区域内における建築物等の新築、改築及び増築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為について、都県知事等への届出が義務づけられているほか、管理協定制度が設けられているなど緑地保全の推進が図られている。

円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域（平成18年12月28日拡大指定）

資料：神奈川県

（税制上の特別措置）

首都圏整備計画の実施を支援するため、政策区域に連動し、以下の税制上の特別措置等が講じられている。

①都市開発区域における工業生産設備に係る特別土地保有税の非課税措置

都市開発区域において一定の工業生産設備を新増設した場合に、当該設備に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地に係る特別土地保有税を非課税とする。

②工業団地造成事業に係る特別土地保有税の非課税措置

施行計画に基づき工業団地造成事業を施行するため、当該事業の用に供する土地を取得した場合に、当該土地に係る特別土地保有税を非課税とする。

③特定の事業用資産の買換え等の場合における課税の繰延べ措置

次の要件に該当する特定の事業用資産の買換え等を行った場合には、譲渡益の一部について課税の繰延べが認められる。

・既成市街地から既成市街地以外の区域への買換え等

・工業団地造成事業敷地の区域以外の区域から工業団地造成事業敷地の区域への買換え等

・都市開発区域以外の区域から都市開発区域への買換え等

なお、①の特別土地保有税の非課税措置の適用期限については、区域指定された日から3年間となっている。また、③の特定の事業用資産の買換え等に係る課税の繰延べ措置の適用期限については、法人税が平成23年3月31日まで、所得税が平成23年12月31日までとなっている。

（財政上の特別措置）

首都圏整備計画の実施の円滑化を図り、近郊整備地帯及び都市開発区域の整備を促進するため、首都圏整備計画に基づき実施される一定の公共基盤整備について、「首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和41年法律第114号）に基づき、都県に対する起債の充当率のかさ上げ及び利子補給、市町村に対する補助率のかさ上げといった財政上の特別措置が講じられている。

なお、この財政上の特別措置の適用期限については、起債の充当率のかさ上げ及び補助率のかさ上げについては平成20年3月31日まで、利子補給については当該地方債の発行について同意又は許可された年度後5年度内となっている。

3．業務核都市の整備

（業務核都市整備の経緯）

東京圏においては、東京都区部以外の地域で相当程度広範囲の地域の中心となる都市（業務核都市）を、業務機能をはじめとした諸機能の集積の核として重点的に育成・整備し、東京都区部への一極依存型構造をバランスのとれた地域構造に改善していくことが必要である。このため、「多極分散型国土形成促進法」（昭和63年法律第83号）に基づき、都県等が作成する業務核都市基本構想に基づいて整備される中核的民間施設に対し、税制上の特例措置及び資金の確保等を行うことにより、業務核都市の整備の推進を図ってきたところである。

首都圏整備計画（平成18年９月）では、首都圏において目指すべき地域構造として「分散型ネットワーク構造」が掲げられ、広域的な機能を担い連携・交流の要となる都市を「広域連携拠点」として育成・整備を図ることとしているが、このうち東京圏においては、業務核都市を広域連携拠点として育成・整備することとされている。

（業務核都市の現状）

平成18年３月に春日部・越谷地域の業務核都市基本構想が同意され、これまでに基本構想が承認・同意された地域は、千葉、木更津、埼玉中枢都市圏、土浦・つくば・牛久、横浜、八王子・立川・多摩、川崎、厚木、熊谷・深谷、成田・千葉ニュータウン及び町田・相模原を含め12地域となった。

図表 2-7-5　業務核都市の配置

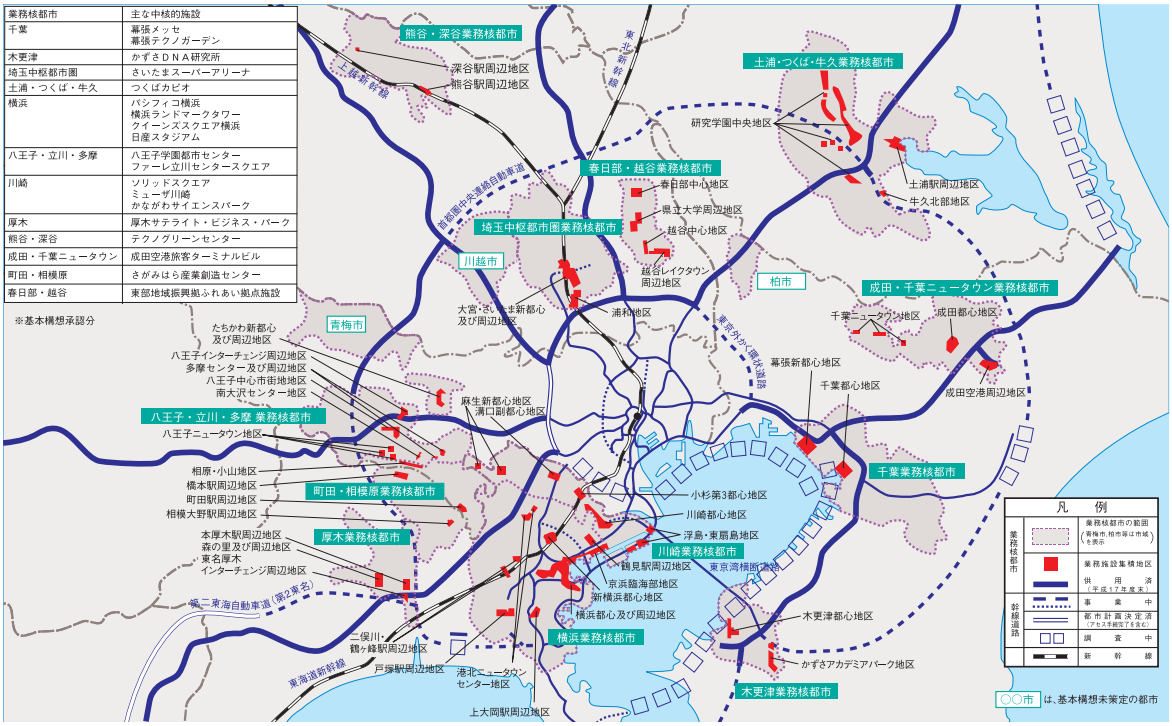

資料：国土交通省資料等により国土交通省都市・地域整備局作成

また、青梅市、川越市及び柏市については、現在関係都県等において基本構想作成のための準備が行われている。

（平成18年度の中核的施設の整備及び利用状況）

業務施設を特に集積させることが適当と認められる業務施設集積地区を整備する上で、中核となる施設（中核的施設）の平成18年度の主な整備状況は次のとおりである。

○成田・千葉ニュータウン業務核都市（平成16年３月基本構想同意）

千葉ニュータウン地区では、千葉ニュータウン中央駅圏において、平成18年４月にタウンセンター複合施設が完成した。

資料：千葉県

○町田・相模原業務核都市（平成16年３月基本構想同意）

橋本駅周辺地区では、平成19年３月に、運動場とニュースポーツ広場からなる小山公園スポーツ広場が完成した。

小山公園スポーツ広場（写真右側がニュースポーツ広場）

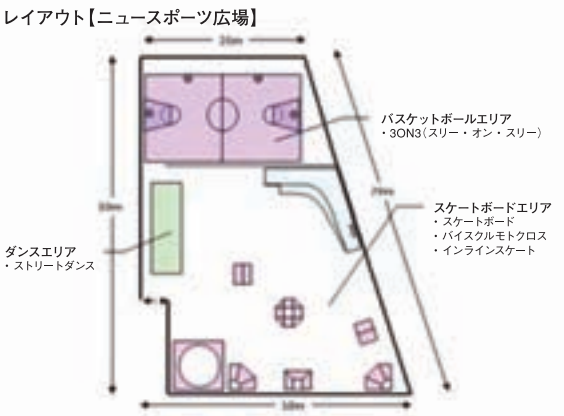

資料：相模原市

4．大深度地下の適正かつ合理的な利用の推進

大深度地下利用については、平成12年5月19日に「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」（平成12年法律第87号）が成立し、平成13年4月1日より施行されている。

同法では、法律の対象地域（首都圏・近畿圏・中部圏：首都圏では、首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯に含まれる1都4県の特別区、市町村の全域が対象。）において、上下水道、電気、ガス、電気通信、河川、道路、鉄道等の公共性の高い事業のために大深度地下を使用する場合には、国土交通大臣又は都府県知事の認可を受けた上で、原則として事前に補償を行うことなく、大深度地下に使用権を設定することができ、使用権が設定されれば、直ちに事業を実施することが可能となっている。

図表 2-7-6　大深度地下の定義

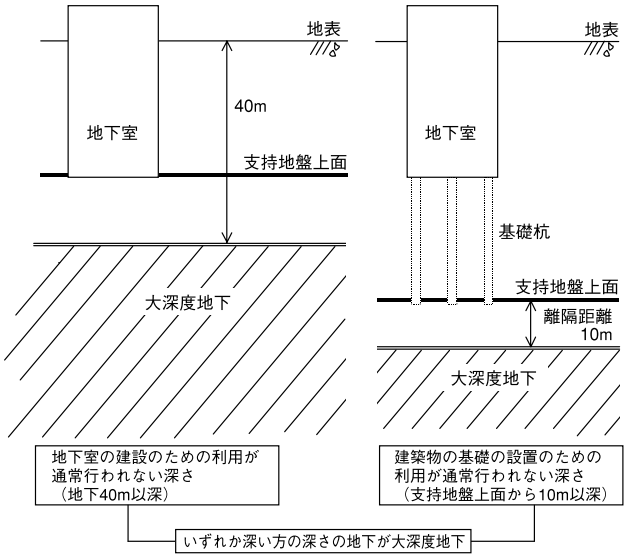

資料：国土交通省

これにより、具体的なメリットとして、以下の点が挙げられる。

①権利調整のルールが明確にされたことにより、上下水道、電気、ガス、電気通信のような生活に密着したライフラインや河川、道路、鉄道等の社会資本の整備を円滑に行うことができる。

②社会資本整備のために利用可能な空間が道路等の公共施設の地下に限定されないため、計画立案の自由度が高くなり、合理的なルート設定が可能となる。これにより、事業期間の短縮、コスト縮減にも寄与することが見込まれる。

③大深度地下は、地表や浅い地下に比べて、地震に対して安全であり、騒音・振動の減少、景観の保護にも役立つ。

また、早い者勝ち・虫食い的ではなく、秩序ある地下利用を行うとともに、安全の確保、環境の保全等にも配慮する必要があるため、国は「大深度地下の公共的使用に関する基本方針」（平成13年4月3日閣議決定）を定め、大深度地下の使用認可の適合要件とするとともに、大深度地下の使用の認可を受けようとする事業者は、申請に先立って、事業概要書の送付及び公告・縦覧を行い、他の事業者からの申出に応じて、事業の共同化、事業区域の調整など必要な調整に努めることとしている。

これらの調整を適切に行うため、法律の対象地域ごとに、関係行政機関・関係都府県で組織する大深度地下使用協議会を設置し、大深度地下使用の構想・計画に関する情報交換や事業の共同化、事業区域の調整等の事業間調整に関する協議を行うこととしている。首都圏大深度地下使用協議会については、国土交通省関東地方整備局がその運営を行っており、東京外かく環

状道路についての事業概要書の提出を受け、幹事会を平成19年１月31日に開催し、事業間調整に係る周知を行った。

国土交通省においては、大深度地下使用制度の円滑な運用を図り、大深度地下の利用を促進するための取組を進めており、大深度地下の利用に当たって特に配慮することとされている安全の確保及び環境の保全に関しては、平成16年２月に「大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針」及び「大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針」を策定した。また、大深度地下の公共的使用に関する基本方針において配慮すべき事項とされている「バリアフリー化の推進・アメニティーの向上」に関しても、平成17年７月にその考え方と措置を定めた「大深度地下の公共的使用におけるバリアフリー化の推進・アメニティーの向上に関する指針」を策定した。さらに、地下施設の埋設情報等を収集、一元化する大深度地下情報システムについても、首都圏の整備を完了させるとともに、技術的な課題の検討等の利用環境の整備を進めているところである。

5．筑波研究学園都市の整備

（筑波研究学園都市の現状）

筑波研究学園都市は、我が国における高水準の試験研究・教育の拠点形成と首都東京の過密緩和への寄与を目的として整備が進められ、本都市の研究学園地区に移転・新設した国等の研究教育機関等については、現在31機関が業務を行っており、周辺開発地区の研究開発型工業団地を中心に約200社の民間研究所や研究開発型企業が立地している（図表 2-7-7）。

本都市の人口は、平成19年１月現在で約20.4万人と、着実に増加している。

国等の試験研究・教育機関等の研究関係職員は約7,900人であり、民間研究機関の研究者約4,300人を加えると、本都市の研究者数は約12,200人となる。

（つくばエクスプレス沿線まちづくりの進展）

筑波研究学園都市においては、「筑波研究学園都市建設法」（昭和45年法律第73号）に基づく研究学園地区建設計画と周辺開発地区整備計画に従い、都市整備が着実に進められている。

平成17年８月の「つくばエクスプレス」開業を契機に、各沿線開発地区では、急速な都市機能の充実による宅地開発等の整備が行われ、中根・金田台地区では全国で初めて住宅地に景観緑地という概念を取り入れる「緑住農一体型住宅地」の構想を掲げるなど、活力あるまちづくりが進められている（図表 2-7-8）。

図表 2-7-7　筑波研究学園都市内の工業団地等

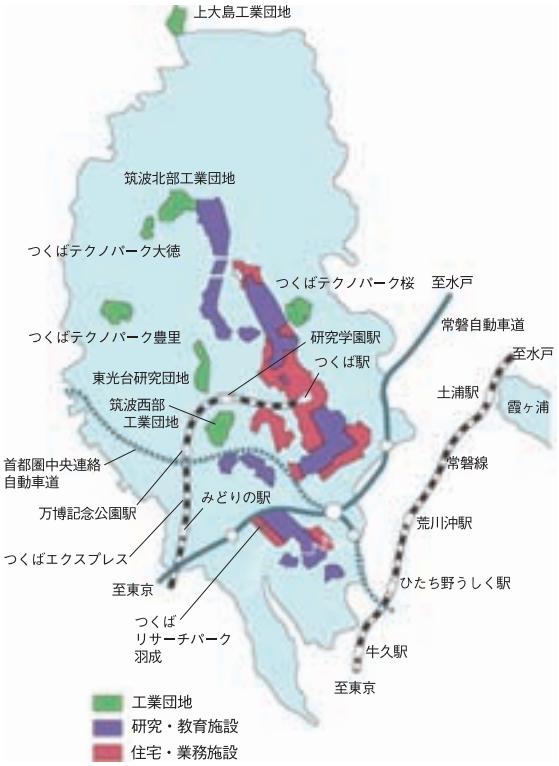

図表 2-7-8　筑波研究学園都市内の沿線開発地区

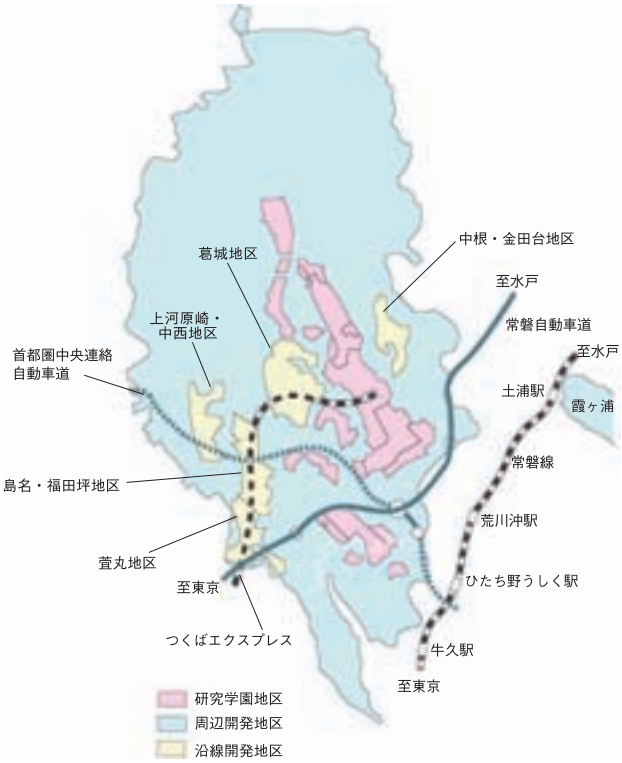

資料：図表 2-7-7、2-7-8ともに茨城県資料により国土交通省都市・地域整備局作成

６．国の行政機関等の移転の推進

（移転に向けた取組の経緯）

国の行政機関等の移転については、東京都区部における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中の是正に資することを目的として、「国の機関等の移転について」（昭和63年１月閣議決定）、多極分散型国土形成促進法及びこれに基づく国の行政機関等の移転に関する基本方針（昭和63年７月閣議決定）にのっとり、国の行政機関の官署及び特殊法人の主たる事務所の東京都区部からの円滑な移転が推進されている。

平成19年３月末までに、移転対象の76機関11部隊等（廃止等により現在は68機関11部隊等）のうち、さいたま新都心地区への集団的移転（９省庁17機関、約6,300人、平成12年５月完了）をはじめとする61機関11部隊等の移転が完了している。

残る移転対象機関についても、平成14年６月開催の国の機関等移転推進連絡会議（各省庁の事務次官等で構成。）で申し合わされた移転計画にしたがって移転が円滑に実施されるよう、その着実な推進が図られている。

７．国会等の移転に関する検討

（国会等の移転の主な経緯）

国会等の移転とは、国会をはじめとする三権の中枢機能を東京圏以外の地域へ移転することを意味し、平成２年の衆参両院における「国会等の移転に関する決議」以来検討が本格化している。平成４年には、「国会等の移転に関する法律」（平成４年法律第109号。以下「移転法」という。）が制定され、「国は、国会等の移転の具体化に向けて積極的な検討を行う責務を有する」とされた。移転法により設置された国会等移転調査会において、平成７年に移転の意義、移転先地の選定基準等を内容とする「国会等移転調査会報告」がとりまとめられ、さらに、平成８年６月の移転法の一部改正により設置された国会等移転審議会は、約３年にわたる調査審議を経て、平成11年12月に国会等の移転先候補地の選定等についての「国会等移転審議会答申」を内閣総理大臣に提出し、内閣総理大臣から国会に同答申の報告がなされた。

国会等移転審議会答申（要旨）　平成11年12月20日

第１章　首都機能移転の歴史的意義

我が国は今、重大な歴史的転換期にさしかかっているが、首都機能移転は世紀を越えた長期的視点に立って構想すべき歴史的大事業である。

第２章　移転先候補地の選定

客観性と公正さを重視した「重みづけ手法」を用いて総合評価を行い、その結果をもとに、更に多面的、多角的な検討を加えて、移転先候補地の選定作業を行った。

○　移転先候補地として、北東地域の「栃木・福島地域」又は東海地域の「岐阜・愛知地域」を選定する。

○　「三重・畿央地域」は、他の地域にはない特徴を有しており、将来新たな高速交通網等が整備されることになれば、移転先候補地となる可能性がある。

第３章　首都機能の移転先となる新都市の在り方

○　新しい情報ネットワークシステムの構築

○　環境への配慮

○　国際政治都市としての機能の確保

○　風格ある景観の形成

第４章　首都機能移転の意義・効果等

○国政全般の改革　　○東京一極集中の是正　　○災害対応力の強化

第５章　移転先候補地において配慮すべき事項

○　投機的な土地取引を防止するため、万全の対策を速やかに講じるよう強く要請する。

○　関係地方公共団体には、応分の責任を果たされることを要請する。

おわりに

○　この答申を機に、首都機能移転について国民の間で理解と論議が進み、広範な合意形成が行われることを期待。

○　国会において大局的な観点から検討し、内外の批判に耐え得る適切な結論を速やかに導かれるよう切望。

国会等の移転は、東京一極集中の是正、国土の災害対応力の強化、東京の潤いある環境づくり等に寄与するとともに、国政全般の改革推進の契機となるものであり、今後の首都圏整備の在り方にも大きな影響を与えるものである。

（国会等の移転の最近の動き）

現在、国会等移転審議会の答申を踏まえ、国会において大局的な観点から移転に関する検討が進められている。特に、平成15年の通常国会では、衆議院及び参議院の国会等の移転に関する特別委員会が中間報告を行い、これを受けて、同年６月に「国会等の移転に関する政党間両院協議会」が設置され、検討が進められている。

平成16年12月には、同協議会での議論をとりまとめた「座長とりまとめ」が衆参の議院運営委員長に報告された。この「座長とりまとめ」では、今後、同協議会において国会等の移転の意思決定に向けた議論に資するため、政府その他の関係者の協力を得て、平成15年の衆参両院の国会等の移転に関する特別委員会中間報告に示された分散移転や防災、とりわけ危機管理機能（いわゆるバックアップ機能）の中枢の優先移転などの考え方を深めるための調査、検討を行うとしている。

国の行政機関等の移転先マップ

（平成19年3月現在）

○ 6　陸上自衛隊東部方面音楽隊等９部隊（新宿区・北区等）

○ 4　産業安全研究所（港区）

○15　情報通信政策研究所（目黒区）

○12　東京外国語大学（北区）
○13　警察大学校（中野区）
○13　東京外国語大学附置ｱｼﾞｱ･ｱﾌﾘｶ言語文化研究所（北区）
●　国立医薬品食品衛生研究所（世田谷区）

○ 7　国立王子病院（北区）
○14　自治大学校（港区）
○16　独立行政法人国立国語研究所（北区）
●　国文学研究資料館（品川区）
●　国立極地研究所（板橋区）
●　統計数理研究所（港区）

○元　宇宙科学研究所（目黒区）
○ 5　外務省研修所（文京区）
△15　国民生活ｾﾝﾀｰ（港区）

△ 9　労働福祉事業団（千代田区）
△15　公害健康被害補償予防協会（港区）
△15　新ｴﾈﾙｷﾞｰ･産業技術総合開発機構（豊島区）
△15　緑資源公団（千代田区）
△15　金属鉱業事業団（港区）

○ 5　中央水産研究所（中央区）
○ 5　関東運輸局（千代田区）
○ 5　航海訓練所（千代田区）
●　日本学術会議（港区）
△11　雇用促進事業団（北区）
△14　運輸施設整備事業団（千代田区）
△14　日本鉄道建設公団（千代田区）
△14　都市基盤整備公団（千代田区）
△16　日本育英会（新宿区）
▲　年金資金運用基金（千代田区）
▲　日本道路公団（千代田区）

○ 4　印刷局研究所（北区）

○12年2～5月　関東管区警察局、関東管区行政監察局、東京防衛施設局、東京矯正管区、関東地方更生保護委員会、関東財務局、関東信越国税局、関東信越国税不服審判所、関東信越地方医務局、関東農政局、東京肥飼料検査所、東京農林水産消費技術センター、関東通商産業局、関東郵政監察局、関東郵政局、東京貯金事務センター、関東地方建設局（以上、千代田区、港区、目黒区等）
△14　水資源開発公団（港区）

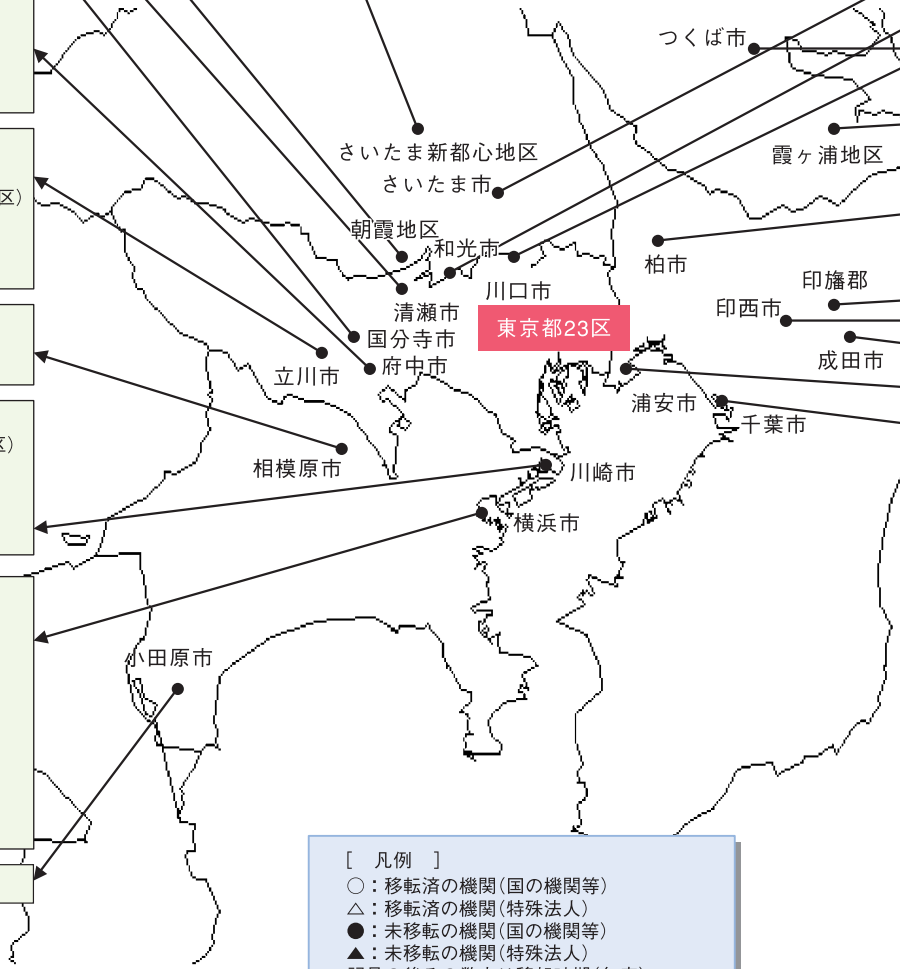

△ 6　国際協力事業団関東支部（新宿区）
○11　陸上自衛隊第32普通科連隊（新宿区）

○10　税務大学校若松町校舎（新宿区）
○13　国立公衆衛生院（港区）

△ 5　新技術事業団（千代田区）

○ 7　金属材料技術研究所（目黒区）
△14　宇宙開発事業団（港区）

○ 9　陸上自衛隊武器補給処十条支処の一部（北区）

○元　税関研修所（新宿区）
○ 8　運輸研修所（豊島区）
○10　科学警察研究所（千代田区）
△14　日本原子力研究所（千代田区）

○ 5　社会保険大学校（世田谷区）

○ 7　東日本貯金事務計算ｾﾝﾀｰ（台東区）

△ 8　新東京国際空港公団（中央区）

○ 9　法務総合研究所（千代田区）

△11　ｱｼﾞｱ経済研究所（新宿区）

〔その他の機関〕

兵庫県神戸市	△ 8 本州四国連絡橋公団（港区）
広島県東広島市	○ 7 醸造試験所（北区）
茨城県那珂郡東海村	△10 動力炉・核燃料開発事業団（港区）
廃止	・社会保障研究所 ・農用地整備公団 ・北海道東北開発公庫

［　凡例　］
○：移転済の機関（国の機関等）
△：移転済の機関（特殊法人）
●：未移転の機関（国の機関等）
▲：未移転の機関（特殊法人）
記号の後ろの数字は移転時期（年度）
（　）は、移転前の場所

［注］
機関の名称及び移転先は、移転時のものである。なお、移転後において、組織改変により、名称変更等されたものがある。

資料：国土交通省